

屋外広告物景観モデル地区指定区域及び広告物景観指針

モデル地区指定区域 可児市瀬田、柿田、湊之上、平貝戸、石森及びあけち地内全域

基 本 構 想 ① 人と自然が調和した良好な景観を維持する

② 屋外広告物のデザインの統一を図る

広告物の種類	広告物景観維持基準	広告物景観推進基準
屋上広告物	○個数： 原則として建築物1棟につき1個まで（堅固な建築物に掲示する場合を除く。） ○表示面積： 20平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。） ○高さ： 建物高さの3分の2以下	○できるだけ設置しないこととする。
壁面広告物	○表示面積： 30平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）で、かつ、当該面積の2分の1以下	○できるだけ設置しないこととする。
突出広告物	○個数： 原則として建築物1棟につき1個（堅固な建築物に掲示する場合を除く。） ○表示面積： 20平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。） ○道路上への出幅： 突き出しはしない。	○できるだけ設置しないこととする。

電柱の類を利用する広告物 (巻き付けにする広告物)	○個数： 一の電柱の類につき1個（同一の内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻き付けるものについては2個） ○表示面積： 0.48平方メートル以下（縦1.5メートル×横0.32メートル） ○下端の高さ： 地表から1.5メートル ○色： 地色は白とする。 文字は群青色（濃紺色）、脇文字は黒色とする。 ○町名表示： 広告物の下段に表示する。	○できるだけ設置しないこととする。
電柱の類を利用する広告物 (そで付けにする広告物)	○設置しないこととする。	
野立広告物 (自家広告物)	○表示面積： 1個50平方メートル以下 ○高さ： 15メートル以下	○できるだけ設置しないこととする。

野立広告物（案内用広告物のうち集合看板）	○表示面積： 片面9.92平方メートル以下で、かつ、両面19.84平方メートル以下 ○高さ： 幹線道路の路面から5メートル以下 ○表示方法： 1. 集合看板1基当たり、小口看板は4枚とし、間に風抜きを設けることとする。 2. 小口看板のサイズは、縦0.8メートル、横3.1メートル、風抜き幅0.1メートルとする。 3. 脚部の高さは、基準道路面より1.5メートル～2.5メートルとする。 4. 集合看板の支柱は、3本とする。 5. 2基以上並べて設置する場合は、80センチメートル以上空間を設けることとする。 6. 小口看板の地色は、白色とする 7. 小口看板の文字色は、群青色（濃紺色）とする。ただし、方位を示す矢印は、オレンジ色とし、黒色で縁とりする。 8. 集合看板の外枠及び支柱の色は、緑色とする。 9. 集合看板の表示が片面だけの場合は、裏面は緑色とする。 10. 色彩については、地域で決めている規格の色彩見本によるものとする。	○できるだけ設置しないこととする。
野立広告物（自家広告物及び案内用広告物（集合看板）を除く広告物）	○設置しないこととする。	
共通基準	○色彩は、奇抜なものを使用しないこととする。	○必要以上に大きな広告物を設置しないこととする。